

○習志野市いじめ問題対策連絡協議会、いじめ問題対策委員会及びいじめ問題再調査委員会設置条例

平成27年12月25日
条例第25号

目次

- 第1章 総則(第1条)
- 第2章 習志野市いじめ問題対策連絡協議会(第2条—第7条)
- 第3章 習志野市いじめ問題対策委員会(第8条—第17条)
- 第4章 習志野市いじめ問題再調査委員会(第18条—第21条)
- 第5章 雑則(第22条)

附則

第1章 総則

(趣旨)

第1条 [この条例](#)は、いじめ防止対策推進法(平成25年法律第71号。以下「法」という。)の規定に基づき設置する習志野市いじめ問題対策連絡協議会、習志野市いじめ問題対策委員会及び習志野市いじめ問題再調査委員会の設置並びに組織及び運営に関し必要な事項を定めるものとする。

第2章 習志野市いじめ問題対策連絡協議会

(設置)

第2条 法第14条第1項の規定に基づき、本市に習志野市いじめ問題対策連絡協議会(以下「協議会」という。)を置く。

(職務)

第3条 協議会は、法第14条第1項に規定するいじめの防止等に関係する機関及び団体の連携の推進に関し必要な事項を協議するとともに、当該機関及び団体相互の連絡調整を図るための事務を処理する。

(組織)

第4条 協議会は、委員25人以内で組織する。

2 協議会の委員は、[習志野市青少年問題協議会設置条例\(昭和38年条例第10号\)](#)に規定する習志野市青少年問題協議会の委員をもって充てる。

(会長及び副会長)

第5条 協議会に会長及び副会長を置き、会長は教育長を、副会長は市長をもって充てる。

2 会長は、会務を総理し、協議会を代表する。

3 副会長は、会長を補佐し、会長に事故があるとき又は会長が欠けたときは、その職務を代理する。

(会議)

第6条 協議会の会議(以下[この条](#)において「会議」という。)は、会長が招集し、会議の議長となる。

2 会議は、委員の過半数の出席がなければ開くことができない。

3 会議の議事は、出席委員の過半数で決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

(庶務)

第7条 協議会の庶務は、いじめ問題対策担当課において処理する。

第3章 習志野市いじめ問題対策委員会

(設置)

第8条 法第14条第3項の規定に基づき、教育委員会の附属機関として習志野市いじめ問題対策委員会(以下「対策委員会」という。)を置く。

(職務)

第9条 対策委員会は、次に掲げる事項について調査審議する。

(1) いじめの防止等(法第1条に規定するいじめの防止等をいう。以下同じ。)のための対策に関すること。

(2) 法第24条に規定する事案に関すること。

(3) [前2号](#)に掲げるもののほか、いじめの防止等のために教育委員会が必要と認める事項に関すること。

2 対策委員会は、教育委員会の諮問に応じ、法第28条第1項に規定する重大事態に関することについて調査審議する。

(組織)

第10条 対策委員会は、委員5人以内で組織する。

2 委員は、学識経験のある者その他教育委員会が必要と認める者のうちから教育委員会が委嘱する。

(任期)

第11条 委員の任期は、2年とする。ただし、再任を妨げない。

2 委員が欠けた場合の補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。

(委員長及び副委員長)

第12条 対策委員会に委員長及び副委員長を置き、委員の互選によりこれを定める。

2 委員長は、会務を総理し、対策委員会を代表する。

3 副委員長は、委員長を補佐し、委員長に事故があるとき又は委員長が欠けたときは、その職務を代理する。

(会議)

第13条 対策委員会の会議(以下この条及び次条において「会議」という。)は、委員長が招集し、会議の議長となる。

2 会議は、委員の過半数の出席がなければ開くことができない。

3 会議の議事は、出席委員の過半数で決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

(関係者の出席等)

第14条 対策委員会は、必要があると認めるときは、関係者を会議に出席させ意見を聴き、又は資料の提出を求めることができる。

(委員の除斥)

第15条 委員は、自己の利害に関係する議事に参与することができない。

(秘密を守る義務)

第16条 委員は、職務上知り得た秘密を漏らしてはならない。その職を退いた後も、同様とする。

(庶務)

第17条 対策委員会の庶務は、いじめ問題対策担当課において処理する。

第4章 習志野市いじめ問題再調査委員会

(設置)

第18条 法第30条第2項の規定に基づき、市長の附属機関として習志野市いじめ問題再調査委員会(以下「再調査委員会」という。)を置く。

(職務)

第19条 再調査委員会は、市長の諮問に応じ、法第28条第1項の規定による調査の結果について必要な調査を行う。

(準用)

第20条 第10条から第16条までの規定は、再調査委員会について準用する。この場合において、第10条第2項中「教育委員会」とあるのは、「市長」と読み替えるものとする。

(庶務)

第21条 再調査委員会の庶務は、いじめ問題再調査担当課において処理する。

第5章 雑則

(委任)

第22条 この条例に定めるもののほか、協議会、対策委員会又は再調査委員会の運営に関し必要な事項は、会長及び委員長がそれぞれ協議会、対策委員会又は再調査委員会に諮って定める。

附 則

(施行期日)

1 この条例は、平成28年4月1日から施行する。ただし、次項の規定は、公布の日から施行する。

(準備行為)

2 第10条第2項(第20条において準用する場合を含む。)の規定による委員の委嘱その他必要な準備行為は、この条例の施行の前日においても行うことができる。

(任期の特例)

3 この条例の施行の日以後最初に委嘱される対策委員会及び再調査委員会の委員の任期は、第11条第1項(第20条において準用する場合を含む。)の規定にかかわらず、当該委嘱の日から平成30年3月31日までとする。

(習志野市青少年問題協議会設置条例の一部改正)

4 習志野市青少年問題協議会設置条例(昭和38年条例第10号)の一部を次のように改正する。

[次のよう略]